

# 石川県公報

令和4年5月10日

第13505号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告 示		公 告	
○公金の収納事務の委託	(医療対策課) 1	○土地改良区の役員退任公告	(農業基盤課) 3
○歳入の徴収事務の委託	(観光企画課) 1	○土地改良区の役員就任公告	(同) 4
○歳入の徴収及び支出の事務の委託	(森林管理課) 1	<b>選挙管理委員会</b>	
○一般国道の区域の変更	(道路整備課) 2	○政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体の公表	
○県道の区域の変更	(同) 2	6	
○一般国道の供用の開始	(同) 2	<b>監査委員</b>	
○道路の占用を制限する区域の指定	(同) 3	○包括外部監査人の補助者の氏名等	
○歳入の徴収事務の委託	(港湾課) 3	○定期監査結果公表	
		6	
		6	

## 告 示

### 石川県告示第183号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定により、次のとおり公金の収納事務を委託した。

令和4年5月10日

石川県知事 馳 浩

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
石川県立病院の診療費等に係る一部の未収金の収納業務	金沢市尾張町1丁目7番1号	山崎法律事務所 弁護士 松本哲哉	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで

### 石川県告示第184号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。

令和4年5月10日

石川県知事 馳 浩

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
兼六園・菱櫓・五十間長屋・橋爪門続櫓・橋爪門、石川県立美術館、石川県立歴史博物館及び石川四高記念文化交流館に係る使用料の徴収事務	金沢市無量寺町ホ120	株式会社丸一観光	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで

### 石川県告示第185号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項及び第165条の3第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収及び支出の事務を委託した。

令和4年5月10日

石川県知事 馳 浩

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
石川県林業・木材産業改善資金貸付金に係る償還金の徴収事務	金沢市東蚊爪町1丁目23番地1	石川県森林組合連合会	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
石川県林業・木材産業改善資金貸付金の支出事務	〃	〃	〃

### 石川県告示第186号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和4年5月10日から同月24日まで縦覧に供する。

令和4年5月10日

石川県知事 馳 浩

路 線 名	道 路 の 区 域				関係図面の 縦 覧 場 所
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
305号	小松市長田町口16番4地先から 小松市平面町カ128番1地先まで	旧	14.94~18.80	587.6	南加賀土木 総合事務所 維持管理課
		新	18.28~23.11	587.6	
415号	羽咋市神子原町イ58番地先から 羽咋市神子原町イ58番地先まで	旧	13.70~19.00	77.4	羽咋土木 事務所 維持管理課
		新	16.10~20.80	77.4	
415号	羽咋市千石町ニ12番2地先から 羽咋市千石町ニ17番2地先まで	旧	11.80~32.30	76.3	羽咋土木 事務所 維持管理課
		新	12.70~72.40	76.3	

### 石川県告示第187号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和4年5月10日から同月24日まで縦覧に供する。

令和4年5月10日

石川県知事 馳 浩

路 線 名	道 路 の 区 域				関係図面の 縦 覧 場 所
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
寺島小松線	小松市平面町カ175番1地先から 小松市平面町カ235番1地先まで	旧	27.63~34.78	34.6	南加賀土木 総合事務所 維持管理課
		新	27.63~40.40	34.6	

### 石川県告示第188号

次のとおり一般国道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、令和4年5月10日から同月24日まで縦覧に供する。

令和4年5月10日

石川県知事 馳 浩

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
415号	羽咋市神子原町い58番地先から 羽咋市神子原町い58番地先まで	令和4年5月10日	羽咋土木 事務所 維持管理課
415号	羽咋市千石町ニ12番2地先から 羽咋市千石町ニ17番2地先まで	令和4年5月10日	羽咋土木 事務所 維持管理課

### 石川県告示第189号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。  
なお、その関係図面は、令和4年5月10日から同月24日まで縦覧に供する。

令和4年5月10日

石川県知事 馳 浩

#### 1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び関係図面の縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	関係図面の縦覧場所
一般国道	415号	羽咋市神子原町い58番地先から 羽咋市神子原町い58番地先まで	羽咋土木事務所維持管理課
一般国道	415号	羽咋市千石町ニ12番2地先から 羽咋市千石町ニ17番2地先まで	羽咋土木事務所維持管理課

#### 2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

#### 3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

#### 4 占用の制限の開始の期日

令和4年5月10日

### 石川県告示第190号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。

令和4年5月10日

石川県知事 馳 浩

委託事項	委託先		委託期間
	所在地	名称	
金沢港金石地区船だまりに係る使用料の徴収事務	金沢市北安江3丁目 1番38号	石川県漁業協同組合	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで

## 公 告

### 土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

令和4年5月10日

石川県知事 馳 浩

## 鞍月用水土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	北形正美	金沢市西念2丁目1番35号	令和4年4月5日
〃	角井勝	金沢市南新保町イ86番地	〃
〃	吉田和幸	金沢市近岡町18番地1	〃
〃	南部哲夫	金沢市割出町47番地	〃
〃	西村豊	金沢市南新保町イ187番地	〃
〃	堀越一彦	金沢市直江町ホ85番地	〃
〃	袋雅俊	金沢市堀川新町8番1号 (ヴァンデュール金沢駅前・601号)	〃
監事	畠澄夫	金沢市直江町ホ20番地	〃
〃	永井昇	金沢市御供田町ホ36番地	〃
〃	清水博幸	金沢市南新保町チ60番地	〃

## 辰巳用水土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
監事	中山善壹	金沢市末町18の194番地1	令和3年12月1日
〃	本田成一	金沢市涌波3丁目4番8号	〃

## 大崎土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	松原秋夫	かほく市大崎ト34番地1	令和4年3月31日
〃	野田稔彦	かほく市大崎5字316番地1	〃
〃	中村修一	かほく市大崎2字19番地	〃
〃	中村肇	かほく市大崎チ130番地	〃
〃	小笠原均	かほく市大崎リ63番地	〃
監事	小村一彦	かほく市大崎ロ86番地	〃
〃	小村悟	かほく市大崎ホ1番地甲	〃
〃	諸井一夫	かほく市大崎北139番地2	〃

## 寺津用水土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	井村秀雄	金沢市末町19の34番地	令和4年3月31日
〃	米林憲英	金沢市末町18の152番地	〃
〃	山下一	金沢市末町7の13番地6	〃
〃	高田與市	金沢市上辰巳町1の198番地	〃
〃	川上利之	金沢市辰巳町イ24番地2	〃
〃	横井清治	金沢市土清水1丁目368番地	〃
監事	長谷田清司	金沢市上辰巳町4の163番地	〃
〃	山森健一	金沢市末町18の118番地	〃
〃	村下康昭	金沢市辰巳町7の276番地2	〃

## 土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

令和4年5月10日

石川県知事 馳 浩

## 鞍月用水土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	北形正美	金沢市西念2丁目1番35号	令和4年4月6日
〃	清水博幸	金沢市南新保町チ60番地	〃
〃	吉田和幸	金沢市近岡町18番地1	〃
〃	西村豊	金沢市南新保町イ187番地	〃
〃	堀越一彦	金沢市直江町ホ85番地	〃
〃	袋雅俊	金沢市堀川新町8番1号 (ヴァンデュール金沢駅前・601号)	〃
〃	荒井弘人	金沢市割出町128番地	〃
監事	畠澄夫	金沢市直江町ホ20番地	〃
〃	永井昇	金沢市御供田町ホ36番地	〃
〃	西野栄司	金沢市南新保町イ147番地	〃
〃	上田恵子	かほく市横山ル134番地3	〃

## 辰巳用水土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
監事	宮下重之	金沢市末町19の42番地	令和4年4月1日
〃	土村由起夫	金沢市涌波3丁目7番25号	〃

## 大崎土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	松原秋夫	かほく市大崎ト34番地1	令和4年4月1日
〃	野田稔彦	かほく市大崎5字316番地1	〃
〃	中村修一	かほく市大崎2字19番地	〃
〃	長原克信	かほく市大崎ト58番地	〃
〃	小村大	かほく市大崎ト5番地	〃
監事	小村悟	かほく市大崎ホ1番地甲	〃
〃	油井敏男	かほく市大崎東95番地	〃
〃	横山勝則	かほく市大崎北140番地3	〃

## 寺津用水土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	井村秀雄	金沢市末町19の34番地	令和4年4月1日
〃	山森健一	金沢市末町18の118番地	〃
〃	山下一	金沢市末町7の13番地6	〃
〃	長谷田清司	金沢市上辰巳町4の163番地	〃
〃	村田稔	金沢市辰巳ト69番地	〃
〃	清水和夫	金沢市土清水3丁目70番地	〃
監事	斉田幸彦	金沢市末町5の29番地5	〃
〃	野村外志雄	金沢市上辰巳町4の180番地	〃
〃	村下康昭	金沢市辰巳町7の276番地2	〃

## 選挙管理委員会

### 石川県選挙管理委員会告示第65号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和4年4月1日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年5月10日

石川県選挙管理委員会

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
稲村のぶなり後援会	稲村 信成	稲村 香織	羽咋市千里浜町ヌー217
竹内幹雄後援会	黒田 征人	酒井 蒔	かほく市高松ク19-13
羽咋創生市民会議	浅野 俊二	武田 一伯	羽咋市御坊山町9-8
不嶋豊和後援会	松本 米治	小崎 裕敏	七尾市鶴浦町51部5番地
南まさのり後援会	松島 重史朗	森田 昇	羽咋郡志賀町北吉田井の10
やな昭紀後援会	梁 昭紀	徳川 猛	能美市和光台2丁目84番地13
米村てるお後援会	米村 照夫	米村 照夫	珠洲市宝立町鶴飼2-70

## 監査委員

### 石川県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、包括外部監査人 越田圭 の監査の事務を補助する者について令和4年4月27日に協議が調ったので、その氏名等を次のとおり告示する。

令和4年5月10日

石川県監査委員 善 田 善 彦  
同 川 裕 一 郎  
同 山 本 次 作  
同 奥 村 豊 美

氏 名	住 所	補助できる期間
窪 田 隆 之	金沢市南森本町105番地39	令和4年5月11日から令和5年3月31日まで
宮 本 研 太	金沢市三池町36番地1	〃
山 田 康 二	金沢市若松町2丁目107番地	〃

### 定期監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、令和4年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和4年5月10日

石川県監査委員 善 田 善 彦  
同 川 裕 一 郎  
同 山 本 次 作  
同 奥 村 豊 美

### 記

#### 1 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する令和2年度及び令和3年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（以下「財務事務の執行等」という。）を対象とした。

#### 2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から実施した。

### 3 監査の実施内容

財務事務の執行等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

### 4 監査の結果

財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象所属毎の監査結果は、次のとおりである。

監査対象所属	監査実施年月日	監査の対象期間	監 査 の 結 果
白山自然保護センター	令和4年4月20日	令和3年2月1日～ 令和4年1月末日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
水産総合センター	〃	〃	〃
田鶴浜高等学校	〃	令和3年2月1日～ 同年12月末日	〃
津幡高等学校	〃	令和3年1月1日～ 同年12月末日	〃
内灘高等学校	令和4年4月22日	令和3年2月1日～ 令和4年1月末日	〃
リハビリテーションセンター	〃	〃	〃
教員総合研修センター	〃	〃	〃
保健環境センター	〃	〃	〃
金沢伏見高等学校	令和4年4月26日	〃	〃
翠星高等学校	〃	令和3年2月1日～ 同年12月末日	〃
宝達高等学校	〃	令和3年1月1日～ 同年12月末日	〃
美術館	〃	令和3年2月1日～ 令和4年1月末日	〃
歴史博物館	〃	〃	〃

